

公益財団法人立川市地域文化振興財団ホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人立川市地域文化振興財団ホームページ広告掲載要綱の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の規格)

第2条 広告はバナー広告とし、規格は次の通りとする。

- (1) 大きさ 天地50ピクセル×左右100ピクセル
- (2) 画像形式 GIF形式
- (3) 容量 4KB以内

2 広告の掲載ページはトップページとし、掲載位置、順序は財団が指定する。

3 広告のデザイン及び色彩などは、財団のホームページのイメージを損なわないこと。

4 広告は原則として動きや反転のないもので、規格枠の中に収める。

5 前各項に掲げるもののほか、広告のデザインに関しては、広告主と財団とで事前に調整をおこない掲載するものとする。

(広告掲載料)

第3条 広告掲載料は1枠につき3ヶ月あたり15,000円とする。

2 6ヶ月を超える連続掲載を希望した場合の掲載料は別表1に掲げる通りとする。

(広告掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は3ヶ月を単位とし、継続しての掲載は各年度最大12ヶ月とする。ただし、財団が認めた場合はこの限りでない。

2 広告の掲載開始日は、原則として当該広告の掲載する月の初日とし、掲載終了日は、原則として当該広告の掲載する月の最終日の前日とする。

3 前項の規定にかかわらず、掲載開始日及び終了日が土曜日もしくは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日または12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合の広告掲載開始日

及び終了日は、財団が別に定める。

4 広告掲載期間中、財団の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数時間切捨て）に相当する期間、広告掲載期間を協議の上別に確保するものとする。

（広告原稿の作成等）

第5条 広告主は原則として広告掲載開始日の3週間前までに、フロッピーディスクまたはe-mailにて財団へ広告原稿を提出しなければならない。

2 広告原稿の作成・提出に要する費用は、広告主の負担とする。

（広告掲載料の納入）

第6条 広告掲載料は、掲載開始後15日以内に財団が指定する口座へ振込みにより一括して納入するものとする。ただし、理事長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（広告掲載の取り下げ）

第7条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により理事長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納入済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

第8条 理事長は、広告掲載料を納入した後に広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかつたときに限り、既納広告掲載料の一部又は全部を返還することができる。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

（リンク先の変更）

第9条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、1週間前までに財団へ通知するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項については、財団と広告主が協議の上、

決定するものとする。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

別表1（第3条関係）

（単位：円）

掲載期間	割引の額	広告掲載料
6ヶ月	△3,000	27,000
12ヶ月	△10,000	50,000